

総合情報基盤センター各種部会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総合情報基盤センター（以下「センター」という。）規程第9条第2項の規定に基づき、将来計画部会、教育研究部会及び情報基盤部会（以下「各種部会」と総称する。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(将来計画部会)

第2条 将来計画部会は、センターの将来計画を検討するため、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報化推進員 1名
 - (2) センター運営委員の専属教員のうちから若干名
 - (3) センター運営委員会委員である総務部総務課職員 1名
 - (4) センター事務職員から 1名
 - (5) その他、所長が必要と認める者若干名
- 2 将来計画部会に委員長を置き、委員長は、所長が推薦し、センター運営委員会の意見を聴取した上で、学長が委嘱する。
- 3 将来計画部会の招集は、委員長が行い、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長から指名された委員がその職務を代行する。
- 5 将来計画部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(検討事項)

第3条 将来計画部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 全学的な教育・学術研究情報システムの中・長期計画に関すること。
- (2) センターの年間事業計画に関すること。
- (3) 教育の情報化に関する研究の推進に係る支援に関すること。
- (4) 教育の情報化・情報教育に関する研究紀要の発行に関すること。
- (5) その他必要な事項

(教育研究部会)

第4条 教育研究部会は、教育の情報化及び情報教育・学術研究等を推進するために、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報化推進員 1名
 - (2) センター運営委員の専属教員のうちから若干名
 - (3) 教務部長がセンター運営委員会委員に推薦した者 1名
 - (4) センター運営委員会委員である教務部教務課職員 1名
 - (5) センター事務職員から 1名
 - (6) その他、所長が必要と認める者若干名
- 2 教育研究部会に委員長を置き、委員長は、所長が推薦し、センター運営委員会の意見を聴取した上で、学長が委嘱する。
- 3 教育研究部会の招集は、委員長が行い、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長から指名された委員がその職務を代行する。

- 5 教育研究部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(検討事項)

第5条 教育研究部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 全学的な情報リテラシー教育の企画立案・推進に係る支援に関すること。
- (2) 学術研究に係る情報処理支援に関すること。
- (3) 情報処理資格取得講座及び各種講習会に関すること。
- (4) 学外向け情報処理施策に関すること。
- (5) 教育の情報化推進のための職員研修会に関すること。
- (6) その他必要な事項

(情報基盤部会)

第6条 情報基盤部会は、教育・学術研究に関する情報基盤及び全学学術情報ネットワークに関する整備・運営等を推進するために、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報化推進員 1名
 - (2) センター運営委員の専属教員のうちから若干名
 - (3) センター事務職員から1名
 - (4) その他、所長が必要と認める者若干名
- 2 情報基盤部会に委員長を置き、委員長は、所長が推薦し、センター運営委員会の意見を聴取した上で、学長が委嘱する。
 - 3 情報基盤部会の招集は、委員長が行い、その議長となる。
 - 4 委員長に事故あるときは、委員長から指名された委員がその職務を代行する。
 - 5 情報基盤部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。
 - 6 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(検討事項)

第7条 情報基盤部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 教育・学術研究に係る情報基盤の整備及び一元管理等に関すること。
- (2) 全学学術情報ネットワークの管理運営に関すること。
- (3) ネットワークセキュリティに関すること。
- (4) その他必要な事項

(事務)

第8条 各種部会に関する事務は、センター事務室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長がセンター運営委員会の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。